

令和3年度 一宮市雇用調整助成金申請支援金

雇用調整助成金の緊急対応期間(令和3年4月から12月まで)内において

雇用調整を実施した事業者に対して支援します。

1 対象者 (次のすべてに該当)

- 一宮市内の事業所で雇用調整（休業等）を実施した事業者であること
- 国の「雇用調整助成金（特例措置）」または「緊急雇用安定助成金」について、**緊急対応期間（令和3年4月から12月）**内に雇用調整を実施して、労働局長の支給決定を受けていること
- 一宮市税の滞納がないこと

2 支援金額

▼**1事業者あたり 5万円**（令和3年度：申請は1回限り）

3 申請受付期間

令和3年5月25日（火）から **令和4年3月10日（木）【必着】**

（注）期限までに必要書類が揃わない場合には、支援金の交付はできませんので、早めに手続きをお願いします。

【お問い合わせ先】 一宮市 活力創造部 商工観光課 「雇用調整助成金申請支援金」担当
電話：0586-28-9132（ダイヤルイン） 平日9～17時（12～13時は除く）

4 申請方法

申請書等（①⑤）は市ウェブサイトからダウンロードしてください。

提出書類	①一宮市雇用調整助成金申請支援金交付 申請書 （請求書）
	②雇用調整助成金などの支給決定書類 支給決定通知書 （管轄する労働局長名の通知）の写し
	③一宮市内の事業所が雇用調整を実施したことが分かる書類 ・（国への申請で使用した） 支給申請書 の写し（※） （※）「休業した事業所」欄が一宮市外の場合は、下記書類も必要になります。 ・一宮市の事業所で緊急対応期間内に雇用調整をしたことがわかる書類 ・上記の事業所の所在地（一宮市）が記されている書類の写し 【法人】登記事項証明書など【個人】開業届、確定申告書、営業許可証など
	④振込先口座の分かる書類（ 通帳やキャッシュカード の写し）
	⑤その他書類 チェックシート

5 申請書の提出先（受付：郵送）

〒491-8501（住所の記載は不要）

一宮市 商工観光課 「雇用調整助成金申請支援金」担当

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、
郵送（簡易書留など郵便物を追跡できる方法）での提出をお願いします。